

「電波再配分のための給付金制度の具体化に関する研究会」 の開催について

- | | | |
|---|---|---|
| 1 | 「電波再配分のための給付金制度の具体化に関する研究会」開催要綱（案）・・・・・・・・ | 1 |
| 2 | 電波再配分のための給付金制度の具体化に関する研究会の公開について（案）・・・・・・・・ | 4 |

「電波再配分のための給付金制度の具体化に関する研究会」開催要綱（案）

1 目的

- (1) 近年、電波の逼迫状況が深刻化する中、無線アクセス等の新規需要に対応するため、迅速な電波の再配分を実施することが必要となっているが、短期的な電波の再配分を実施する場合、既存免許人には、当該電波に対応した無線設備が使えなくなるなどの経済的な損失が生じることが想定される。

このため、現在、総務省では、短期的な再配分を円滑に実施する観点から、再配分の対象となる既存免許人に対し、設備の残存簿価等について補償を行う給付金制度を導入することを検討している。

- (2) 給付金制度の具体化にあたっては、実効性ある迅速な処理を行うため、

- ① 対象設備の範囲
- ② 設備の撤去費用、新規設備の前倒し取得に伴う金融費用の扱い
- ③ 事業毎に異なる設備の耐用年数の扱い

等について、類似の補償制度や諸外国の事例も踏まえて整理し、予め、具体的な給付金額の算定方式を定型化しておくことが必要である。

- (3) そこで、給付金制度の具体化に向け、給付金額の算定方式の検討を行うことを目的として、本研究会を開催する。

なお、検討にあたっては、電波の拡充要請が高く、現在、電波の利用状況調査公表制度の一環として先行調査を行っている4～6GHz帯固定マイクロ（平成15年5月頃、評価を公表予定）を中心に行うこととする。

2 名称

本研究会は、「電波再配分のための給付金制度の具体化に関する研究会」（以下、「研究会」とする。）と称する。

3 検討事項

- (1) 類似の損失補償制度における補償実態の調査・分析
- (2) 諸外国における再配分費用の算定方法の調査・分析
- (3) 給付金制度における具体的な給付金額の算定方式の検討
- (4) その他上記に関連する事項

4 構成及び運営

- (1) 研究会は総務省総合通信基盤局電波部長の研究会とする。
- (2) 研究会の構成員は、別紙のとおりとする。
- (3) 研究会には座長及び座長代理を各1名置く。
- (4) 座長は研究会構成員の互選によりこれを定める。
- (5) 座長代理は研究会構成員の中から座長が指名する。
- (6) 座長は、研究会を招集し、主宰する。
- (7) 座長代理は座長を補佐し、座長不在のときは、座長に代わって研究会を招集し、主宰する。
- (8) 研究会には、本人の出席を原則とするが、必要な場合は、代理人による出席を行うこともできることとする。
- (9) 必要があるときは、外部の関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- (10) その他、研究会の運営方法は、座長が定めるところによる。

5 開催時期

平成15年2月から同年7月までを目途として開催する。

6 庶務

研究会の庶務は総務省総合通信基盤局電波政策課において行う。

「電波再配分のための給付金制度の具体化に関する研究会」構成員

(敬称略、五十音順)

あいがみ よしあき
相上 義明
いがらし よしお
五十嵐 善夫
いけだ しげる
池田 茂
おおつが ひさお
大津賀 久夫
かっとう じろう
甲藤 二郎
かねこ かずお
金子 和夫
さとう きよし
左藤 清
さんべ なつお
三邊 夏雄
たかはし まさかつ
高橋 正勝
たがや かずてる
多賀谷 一照
たなか かずのり
田中 和則
たむら しんいち
田村 信一
なかにし よしあき
中西 義明
にしおか たかゆき
西岡 孝行
にしたに つよし
西谷 剛
やまもと りゅうじ
山本 隆司
わかお まさよし
若尾 正義

(株) エヌ・ティ・ティ・ドコモ取締役・ネットワーク企画部長
J-フォン(株) 常務執行役員
情報通信ネットワーク産業協会専務理事
東京ガス(株) 防災・供給センター所長
早稲田大学理工学部助教授
(社) 電子情報技術産業協会専務理事
KDDI(株) 上席理事・(技術開発本部) 電波部長
横浜国立大学大学院国際社会科学研究科教授
東京電力(株) 理事 電子通信部長
千葉大学副学長・法経学部教授
日本電信電話(株) 第二部門電波室長
日本テレビ放送網(株) 技術統括局長
日本放送協会技術局計画部長
(株) メルコ取締役
横浜国立大学大学院国際社会科学研究科教授
東京大学大学院法学政治学研究科助教授
(社) 電波産業会専務理事

電波再配分のための給付金制度の具体化に関する研究会の公開について（案）

1 会議の公開について

- (1) 民間企業の営業情報に密接に関連する情報（無線設備の残存簿価など電波再配分に係る費用）の具体事例を示し、電波再配分方策に関する議論（補償の要否等）を行うことから、公開することにより、法人の競争上の地位等に支障を及ぼすおそれがあること
- (2) 公開することにより、構成員の自由闊達な議論を阻害するおそれがあること等から、会議は原則非公開とする。

2 資料の公開について

- (1) 研究会の資料については、原則公開とする。
- (2) ただし、研究会の資料を公開することにより、上記1の(1)及び(2)に該当する等、資料の公開が適切でないと研究会において判断するものについては、非公開とする。
- (3) 資料は、庶務により閲覧のほか、インターネットの利用その他の方法により公開する。

3 議事録の公開について

- (1) 議事録については、原則要旨を公開する。
- (2) ただし、議事要旨を公開することにより、上記1の(1)及び(2)に該当する等、議事要旨の公開が適切でないと研究会において判断するものについては、該当部分を削除した上で公開する。
なお、発言者の氏名等については、非明示とする。
- (3) 議事要旨は、庶務により閲覧のほか、インターネットの利用その他の方法により公開する。